

会議等の公開について

1 会議の公開について

- ・ 審議会の会議は、原則公開とします。
- ・ 希望者には傍聴を認めることとします（先着順又は抽選）。
- ・ ただし、審議会の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができます。この場合、公開しない理由を明らかにします。

2 会議録及び会議資料の公開について

- ・ 公開した会議の会議録及び会議資料は、一般の閲覧に供します。
- ・ この場合、閲覧資料は、総合政策課に備え付けるとともに、県庁ホームページに掲載します。

3 会議録の作成方法について

- ・ 会議録は、会議の経過及び内容を記載した要旨とします。
- ・ 発言者の氏名は明記しません。

(参考) 附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン (抜粋)

会議は、公正の確保と透明性の向上を図るため原則として公開する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

ア 法令若しくは条例の規定により当該会議が非公開とされている場合。

イ 当該会議において、宮崎県情報公開条例（平成 11 年条例第 36 号）第 7 条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し審議等を行う場合。

ウ 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合。

この場合、附属機関にあっては、附属機関の長が委員に諮り組織として決定し、私的諮問機関にあっては、招集する者（県）から委員に対して方針を説明し非公開とする。

※ 情報公開条例第 7 条各号 (抜粋)

- ① 法令等の定めるところにより明らかに公にすることができない情報
- ② 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの等
- ③ 法人その他の団体に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位等を害するおそれがあるもの
- ④ 公にしないと条件で任意に提供された法人等情報で、通例として公にしないこととされているもの等